

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成 29 年 3 月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間は H30～32 年度

第 5 期

第 1 期

2. 基本指針見直しの主なポイント

・地域共生社会の実現に向けた取組…【基本指針第一の一関連】P3

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築…【基本指針第二の二関連】P9

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

成果目標②に対応

・地域における生活の維持及び継続の推進…【基本指針第一の三、第二の三関連】P4、P10

地域生活支援拠点等の整備を一層進める。

基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

成果目標③に対応

・就労定着に向けた支援…【基本指針第二の四関連】P10

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

成果目標④に対応

・障害児のサービス提供体制の計画的な構築…【基本指針第二の五関連】P11

障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。

ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築する。

成果目標⑤に対応

3. 成果目標（計画期間が終了する H32 年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：H28 年度末施設入所者の 9 %以上（←現行 12 %） ・施設入所者数：H28 年度末の 2 %以上削減（←現行 6 %） ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・精神病床の 1 年以上入院患者数：14.6 万人～15.7 万人に（H26 年度末の 18.5 万人と比べて 3.9 万人～2.8 万人減） ・退院率：入院後 3 ヶ月 69%、入院後 6 ヶ月 84%、入院後 1 年 90%（H27 年時点の上位 10%の都道府県の水準）
③ 地域生活支援拠点等の整備
・各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備（←現行同じ）
④ 福祉施設から一般就労への移行
・一般就労への移行者数：H28 年度の 1.5 倍（←現行 2 倍） ・就労移行支援事業利用者：H28 年度の 2 割増（←現行 6 割増） ・移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上（←現行同じ） ※ 実績を踏まえた目標設定 ・就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上【新たな項目】
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 カ所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30 年度末まで）

4. その他の見直し

・障害者虐待の防止、養護者に対する支援【基本指針第四の一関連】P21

障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

・障害者の芸術文化活動支援【基本指針第四の三関連】P22

障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ること等について定める。

・障害を理由とする差別の解消の推進【基本指針第四の四関連】P22

平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律 65 号）を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について定める。